

特集2

教育再生の着実な実施

第1節 教育政策をめぐる動き

1 はじめに

現在、安倍内閣においては、「経済再生」と並んで「教育再生」が重要課題とされています。官邸に設置された教育再生実行会議では、これまでに九次にわたる提言が出されました。更に具体化に向けた検討が必要なものについては、中央教育審議会で審議され、逐次答申等が行われています。文部科学省ではこれらの提言や議論を踏まえるとともに、教育基本法の理念の下、第2期教育振興基本計画に基づき、教育再生のための施策を実行に移すことにより、世界トップレベルの学力と規範意識を備えた人材を育成していきます。

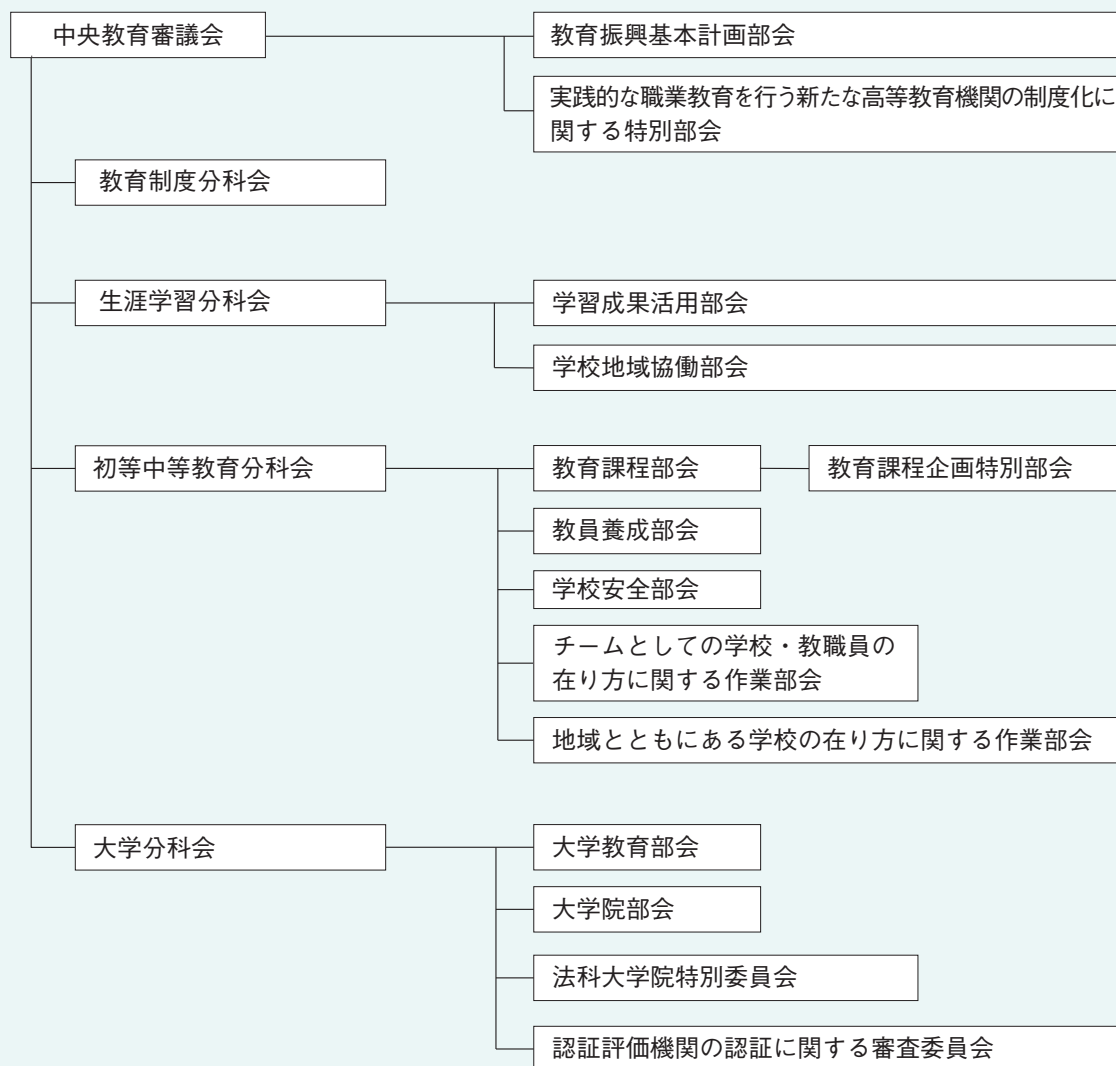
本特集では、まず第1節で、教育再生をめぐる議論の現状について、中央教育審議会と教育再生実行会議の検討状況を紹介します。続いて、教育再生を着実に実現していくために現在進められている様々な取組として、第2節では、新しい時代を見据えた高大接続改革について、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜のそれぞれの改革に関し、高大接続システム改革会議「最終報告」の概要を中心に紹介します。最後に第3節では、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上や、チーム学校の在り方と今後の改善方策、学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策等に関する中央教育審議会の三つの答申と、答申を踏まえて策定された「次世代の学校・地域」創生プラン等について紹介します。

2 中央教育審議会

(1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています（図表1-2-1）。

図表 1-2-1 第 8 期中央教育審議会機構図



平成 28 年 4 月 1 日現在

(2) 平成 27 年度の審議状況

① これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

平成 26 年 7 月の諮問を受け、教員養成部会において審議が行われ、27 年 12 月 21 日に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」が取りまとめられました。この答申において、学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備等を含む教員養成・採用・研修の一体改革の具体的方策などが提言されました。

② チーム学校の在り方

平成 26 年 7 月の諮問を受け、チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会において審議が行われ、27 年 12 月 21 日に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」が取りまとめられました。「チーム学校」を実現するため、この答申において「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校のマネジメント機能の強化」「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の三つの視点に基づいて整理された具体的な改善方策などが提言されました。

③ 学校と地域の連携・協働

平成 27 年 4 月の諮問を受け、学校地域協働部会及び地域とともにある学校の在り方に関

する作業部会において審議が行われ、27年12月21日に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申において、コミュニティ・スクール^{*1}について、①学校を応援する役割の明確化や、②教職員の任用に関する意見の柔軟な運用を図るとともに、③教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていく仕組みとするなどの制度の見直しを図ることとされています。また、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じる必要があることなどが提言されています。

それに加えて、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を推進していくこと、そのため従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備することなどが提言されました。

④個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方

平成27年4月の諮問を受け、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会及び学習成果活用部会において審議が行われ、28年5月30日に「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

この答申の第一部では、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関を大学体系に位置付け、新たに創設することが提言されました。新たな機関については、技能と学問の双方の教育を行うことを明確にしつつ、技能の教育に強みを持った機関とする方向性が示されており、①理論と実践の架橋による職業教育の充実、②産業界のニーズを反映した実践的な教育の実施、③社会人の学び直しへの対応、④高等教育機関としての質保証と実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備等の観点から、制度設計について提言されています。

また第二部では、一人一人の生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備について提言されました。具体的には、検定試験について、評価の仕組みの確立や情報公開の促進による質の保証・社会的活用の促進について提言されています。また、学習成果を活用し新たな学習機会や様々な活動に結びつけるため、ICTを活用した生涯学習に関する基盤の構想について提言されています。

⑤次期学習指導要領の在り方

平成26年11月の諮問を受け、教育課程企画特別部会を中心に審議が行われ、27年8月には論点整理が取りまとめられました。この論点整理を踏まえ、学校段階等別・教科等別にワーキンググループ等を設置して、専門的な審議が行われています。

⑥その他

上記のほか、大学分科会において、

- ・未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）（平成27年9月）
- ・「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月）
- ・認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月）

などが取りまとめられています。

^{*1} コミュニティ・スクール：地域住民や保護者等が一定の権限と責任感を持って学校運営に参画することを可能とする仕組み（第2部第4章第15節参照）。

(3) 次期教育振興基本計画の諮問

文部科学省では、教育基本法に基づき、平成25年6月に第2期教育振興基本計画（計画期間：25年度から29年度）を策定しています。27年度は、計画期間の3年目に当たることから、中間フォローアップのため、中央教育審議会総会に教育振興基本計画部会を設置し、中央教育審議会の各分科会での検討結果も踏まえながら、成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況についてフォローアップを行いました。

また、次期教育振興基本計画（平成30年度から）の検討のため、28年4月18日に開催された中央教育審議会において、「第3期教育振興基本計画の策定について」を諮問しました。諮問事項は二つあり、第1に、「2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について」、第2に、「各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について」となっています。

今後は、第2期教育振興基本計画のフォローアップを実施しつつ、第3期教育振興基本計画の策定に向けた検討を進めていきます。

(4) 学校安全の推進に関する計画の諮問

文部科学省では、学校保健安全法に基づき、平成24年4月に学校安全の推進に関する計画（計画期間：24年度から28年度）を策定しています。28年度は、計画期間の最終年度に当たることから、28年4月18日に開催された中央教育審議会において、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」を諮問しました。諮問事項は三つあり、第1に、「社会の状況の変化に基づいた今後改善すべき点や新たに追加すべき点について」、第2に、「安全教育の次期計画への位置付け方について」、第3に、「安全教育や安全管理を適切に行うために必要な組織体制の在り方、教員養成段階で身に付けるべきこと、教員研修の在り方について」となっています。

今後は、現行計画に基づくこれまでの取組の検証を実施しつつ、第2次学校安全の推進に関する計画の策定に向けた検討を進めていきます。

3 教育再生実行会議

(1) 教育再生実行会議について

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。27年3月までに六次にわたる提言を行い、これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革、義務教育学校の制度化について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移され、あるいは具体化に向けた検討が進められています。このように、教育再生実行会議は、教育改革の牽引力として大きな役割を果たしています。

平成27年度は、5月に第七次提言、7月に第八次提言を行いました。これらは27年3月の第六次提言と同様に、教育再生実行会議の下に設けられた分科会で議論（教育再生実行会議との合同開催を含む。）や視察等を行い、最終的に教育再生実行会議で取りまとめたものです。

さらに、平成27年秋からは検討体制を一新し、新たな課題についての議論と八次にわたる提言の実行状況のフォローアップを行い、28年5月に、第九次提言を取りまとめたところです。

(2) これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）

平成27年5月14日に、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）」を取りまとめました。

この提言では、情報通信技術の発展により、人々の生活や仕事にこれまでの常識を覆すような大きな変化がもたらされる可能性がある中、これからの時代を生きる上で必要な資質・能力を示した上で、それらを培うための教育内容・方法の革新や、それを実践できる優れた教師を確保するための改革について提言しています。

具体的には、小学校から大学までを通じての問題解決に向けた主体的・協働的で能動的な学び（アクティブ・ラーニング）の推進、ICTの活用などによる学びの環境整備と情報活用能力の育成、新たな価値を生み出す創造性や起業家精神の育成、教師のキャリアステージに応じた育成指標の明確化、教師が授業等の教育活動に専念できる環境の整備、現職研修の改革等です。

この提言の後、中央教育審議会からの答申も踏まえ、文部科学省において必要な施策の実施に向けた準備を進めています。

(3) 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）

これに続き平成27年7月8日には、「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」を取りまとめました。

この提言では、これまでの七次にわたる提言の実行を含む教育再生の実現には十分な財政的裏付けが必要であることから、教育への公財政支出を増加させようという世界的な動きなども踏まえ、我が国が抱える経済成長・雇用の確保、少子化の克服、格差の改善、社会の安定といった課題を解決する鍵となる教育への投資を、国家戦略として「未来への先行投資」と位置付け充実を図っていく必要があるとしています。

また、これからの時代に必要な教育投資として、具体的な施策と試算を例示した上で、特に「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」に優先して取り組むべきことを示しています。

さらに、教育財源確保のための方策としては、「経済・財政再生計画」との整合性を図りながら、まずは既存の施策の見直しや、地方財政措置が講じられている経費の着実な予算化、寄附などの民間資金の活用などに取り組む必要があるとした上で、それでも十分な財源を確保できない場合には、税を通じた財源確保について検討していくことも必要であるとして、税制の見直しについても言及しています。その中で、中長期的には、幅広い国民の理解を得た上で、税を通じて広く社会全体で教育財源を負担することも検討すべきであるとし、例えば、将来的に、消費税の見直しが検討されるのであれば、受益と負担のバランスのとれた社会保障制度を構築するなどした上で、その税収の使途を年金・医療・介護・少子化対策に加え、「教育」にも広げること検討することも考えられるとしています。

第一次から第八次までの主な提言事項と取組は、[図表 1-2-2](#)のとおりです。

図表 1-2-2 教育再生実行会議の提言と取組

教育再生実行会議の提言と取組	
<p>第一次提言 いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の抜本的改善・充実 ・ いじめ対策 ・ 体罰禁止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ防止対策推進法」成立 (平成25年6月21日) ・ 道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布 (「心のノート」の全面改訂) (平成26年度より使用開始) ・ 「道徳の時間」を「特別の教科道徳」(小・中学校で週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正 (平成27年3月)
<p>第二次提言 教育委員会制度等の在り方について (平成25年4月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方教育行政の権限と責任の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(教育委員会制度改革) (平成26年6月13日成立、平成27年4月1日施行)
<p>第三次提言 これからの大学教育等の在り方について (平成25年5月28日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル化に対応した教育環境づくりを進める ・ イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める ・ 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化 ・ 社会人の学び直し機能を強化 ・ 大学のガバナンス改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度以降、政府の予算に反映 (官と民が協力した海外留学支援制度の創設、スーパーグローバル大学創成支援、スーパーグローバルハイスクール等) ・ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(大学のガバナンス改革) (平成26年6月20日成立、平成27年4月1日施行) ・ 小学校3年からグローバル化に対応した英語教育を行う英語教育改革実施計画の公表 (平成25年12月13日)、中教審に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問 (平成26年11月20日)
<p>第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について (平成25年10月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校教育の質の向上 (達成度テスト (基礎レベル) の創設等) ・ 大学の人材育成機能の強化 ・ 大学入学者選抜改革 (達成度テスト (発展レベル) の創設、多面的・総合的な選抜への転換等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について (答申)」取りまとめ (平成26年12月22日)、今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示した「高大接続改革実行プラン」を策定 (平成27年1月16日)。「高大接続システム改革会議」において具体的な方策について取りまとめ。 (平成28年3月31日)
<p>第五次提言 今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい時代にふさわしい学制 (幼児教育、小中一貫教育、職業教育等) ・ 教員免許制度の改革・教育を「未来への投資」として重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校教育法等の一部を改正する法律」(小中一貫教育の制度化、高等学校専攻科からの大学への編入学の制度化等) (平成27年6月17日成立、平成28年4月1日施行) ・ 有識者会議を経て、中教審「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について (答申)」取りまとめ (実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化) (平成28年5月30日)
<p>第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (平成27年3月4日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現 ・ 女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現 ・ 教育の力による「地方創生」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中教審「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について (答申)」取りまとめ (一人一人の生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備) (平成28年5月30日) ・ 文科省と厚労省の連携協議の場を設置 (平成27年4月30日～) ・ 女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びの促進のための各種事業を実施 ・ 奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進するための新たな仕組みの創設、地(知)の拠点となる大学への支援 ・ 中教審「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申)」取りまとめ (コミュニティ・スクールの努力義務化、地域学校協働活動の推進等) (平成27年12月21日)
<p>第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について (平成27年5月14日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新 (アクティブ・ラーニングの推進、ICT活用等) ・ 教師に優れた人材が集まる改革 (育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期学習指導要領に関する中教審での審議 (平成26年11月20日諮問)の中で、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方等について審議。 ・ 有識者会議 (平成27年5月12日～)にて、いわゆる「デジタル教科書」の位置付けや関連する教科書制度の在り方について検討。 ・ 中教審「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申)」、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申)」取りまとめ (教員育成指針の全国的な整備、独立行政法人教員研修センターの機能強化等) (平成27年12月21日)
<p>第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (平成27年7月8日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資 ・ 民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保 ・ 国民の理解の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の段階的無償化及び質の向上、高等教育段階の教育費負担軽減(無利子奨学金の貸与人員の増員、授業料減免の充実等)などについて、平成28年度予算に反映。今後も、予算等において逐次対応。 ・ 国立大学法人等への個人寄附のうち、学生等に対する修学支援事業に充てられるものについて、税額控除の対象 (平成28年度より)。 ・ 中教審に「第3期教育振興基本計画の策定について」を諮問 (平成28年4月18日)し、提言の趣旨も踏まえて審議。

(4) 全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ (第九次提言)

教育再生実行会議では、平成27年秋に検討体制を見直し、新たな有識者により、「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」についての検討を開始するとともに、新たに、従来の教育再生実行会議有識者が参画する「提言フォ

ローアップ会合」を開催し、これまでの提言の実行状況を点検していくこととしました（[図表 1-2-3](#)）。

図表 1-2-3 教育再生実行会議構成員及び教育再生実行会議提言フォローアップ会合構成員	
<p>教育再生実行会議</p> <p>○閣僚 内閣総理大臣 内閣官房長官 文部科学大臣兼教育再生担当大臣</p> <p>○オブザーバー 渡海紀三朗 衆議院議員 富田 茂之 衆議院議員</p> <p>○有識者 ◎座長 ○副座長</p> <p>出雲 充（株式会社ユーグレナ代表取締役社長） 伊原木隆太（岡山県知事） 漆 紫穂子（品川女子学院校長） ◎鎌田 薫（早稲田大学総長） 小林 りん（インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢代表理事） 貞廣 斎子（千葉大学教育学部教授） 三幣 貞夫（千葉県南房総市教育長） 清水 信一（武蔵野東高等専修学校校長） 鈴木典比古（国際教養大学理事長・学長） 坪谷コウエル郁子（東京インターナショナルスクール理事長） 中邑 賢龍（東京大学先端科学技術研究センター教授） 中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部准教授） 名和 晃平（彫刻家、SANDWICHInc.ディレクター 京都造形芸術大学大学院教授） 細江 茂光（岐阜市長） 堀 義人（グロービス経営大学院学長 （グロービス・キャピタル・パートナーズ代表パートナー） ○松本 紘（理化学研究所理事長、京都大学前総長） 向井 千秋（東京理科大学副学長、日本学術会議副会長） 湯野川孝彦（株式会社すららネット代表取締役社長）</p> <p style="text-align: right;">（平成28年4月1日現在）</p>	<p>教育再生実行会議提言フォローアップ会合</p> <p>○閣僚 内閣総理大臣 内閣官房長官 文部科学大臣兼教育再生担当大臣</p> <p>○オブザーバー 渡海紀三朗 衆議院議員 富田 茂之 衆議院議員</p> <p>○有識者 ◎座長 ○副座長</p> <p>漆 紫穂子（品川女子学院校長） 大竹 美喜（アフラックアメリカンファミリー生命保険会社創業者） 尾崎 正直（高知県知事） 貝ノ瀬 滋（政策研究大学院大学客員教授） 加戸 守行（前愛媛県知事） 蒲島 郁夫（熊本県知事） ◎鎌田 薫（早稲田大学総長） 川合 真紀（自然科学研究機構 分子科学研究所長、東京大学特任教授） 河野 達信（防府市立華城小学校教頭、前全日本教職員連盟委員長） 佐々木喜一（成基コミュニティグループ代表） 鈴木 高弘（専修大学附属高等学校理事・前校長、 NPO 法人老楽塾理事長） 武田 美保（スポーツ／教育コメンテーター） ○佃 和夫（三菱重工業株式会社相談役） 向井 千秋（東京理科大学副学長、日本学術会議副会長） 八木 秀次（麗澤大学教授） 山内 昌之（東京大学名誉教授、明治大学特任教授）</p> <p style="text-align: right;">（平成28年4月1日現在）</p>

この新たな体制の下、平成28年5月に、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）」を取りまとめました。この提言では、日本の教育の強みは引き続き大事にしつつ、急速に進む情報化の進展など社会の変化を見通し、一人一人の多様な個性や能力が発揮される、多様性に富んだ社会を築くことが発展への原動力になるとの認識の下、障害や不登校等により、これまでの教育では力を伸ばしきれなかった子供たちを含め、全ての子供たちの多様な個性が生かされる教育を実現するための取組を提言しています（[図表 1-2-4](#)）。また、これまでの提言が確実に実行されるよう、継続的にフォローアップする観点から着実な取組の推進を求めています。

この提言は、学校教育だけでなく、社会全体の在り方に関わるものであり、「一億総活躍社会」の実現の基盤となるものです。今後、提言内容の具体化に向けて、文部科学省をはじめ関係省庁が協力して取組を進めていくこととしています。

図表 1-2-4 教育再生実行会議「第九次提言」のポイント

1. 多様な個性が生かされる教育の実現

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害の早期発見・早期対応のための就学時健診等の見直し ○個別の支援情報に関する資料の作成・引き継ぎの仕組みの構築 ○教員養成で特別支援教育に関する科目の必修化、特別支援学校教諭の同免許状保有の必須化 ○高校での通級指導の制度化と高校への特別支援学級の導入検討 など | <p>(2) 不登校等の子供たちへの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校へのスクールカウンセラー、全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置 ○都道府県による不登校特例校の設置支援 など |
| <p>(3) 学力差に応じたきめ細かい教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育内容の配当学年にこだわらない、よりきめ細かい習熟度別少人数指導の推進 ○個々の子供の学習課題に対応できるデジタル教材の積極的な活用 ○「地域未来塾」など地域の協力も得た学習の場の充実 など | <p>(4) 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学・民間等による突出した能力のある小中学生を対象とした新たな教育プログラムの創設 ○優れた能力を有する不登校等の課題を抱える子供の能力を伸ばす取組の拡大 など |
| <p>(5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の活用の促進、高校への拡大検討 ○企業や地域とも連携した高校段階でのキャリア教育、進路指導の充実 など | <p>(6) 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習塾等に行かなければ希望する大学等へ進学できる学力が身につかないということがないよう、貧困により学力に課題のある学校への重点支援など公教育の充実と高大接続改革の実現 ○幼児教育無償化の段階的推進、私立中学校生徒への支援検討、大学等での無利子奨学金の拡充、所得連動返還型奨学金制度の具体化、給付型奨学金の検討など教育費負担の軽減 など |
| <p>(7) これらの取組を効果的に推進するための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な教育施策の分析・検証や実証的な調査等を行う体制の強化 ○新たな施策や先進的な取組の効果等を専門的に検証し、高い効果が認められたものについて全国展開や支援の充実等につなげる「教育再生先導地域（仮称）」の仕組みの検討 | |

2. これまでの提言の確実な実行（提言のフォローアップ）

- (1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項
- ➡ 「教育再生」は制度を作って終わりではなく、その狙いが真に達成されているか、制度が形骸化していないかを継続的に確認し、必要なら速やかに軌道修正や見直しを図るべき。
- (2) 提言の確実な実行に向けての、当面の特に重要な課題
- ➡ 当面、特に次の重要事項について、政府における着実な推進を求める。

<ul style="list-style-type: none"> ①「選挙権年齢引下げ」への適切な対応 ②学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携協働 ③日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革 ④日本の「知」を牽（けん）引すべき大学の教育研究力の強化 ⑤教育投資・教育財源の充実
--

第2節 高大接続システム改革

1 改革の背景と経緯

(1) 改革の背景

グローバル化・多極化の進展，新興国・地域の勃興，生産年齢人口の急減，労働生産性の低迷，産業構造や就業構造の転換，地方創生への対応等，新たな時代に向けて国内外に大きな社会変動が起こる中，これからの時代に我が国で学ぶ子供たちは，明治以来の近代教育が支えてきた社会とは質的に異なる社会で生活し，仕事をしていくことになります。こうした変動に対応するためには，知識の量だけでなく，自ら問題を発見し，他者と協力して解決していくための資質や能力を育む教育が重要となっています。

こうした背景の下，今後，未来に生きる子供たち一人一人にとって必要な能力は，①十分な知識・技能，②それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力，そして，③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度であり，これからの教育においては，義務教育段階を基盤として，①から③の「学力の3要素」を一人一人の生徒・学生が身に付け，グローバルな環境の下，多様な人々と学び，働きながら，主体的に人生を切り拓いていく力を育てることが課題として指摘されています。

(2) 検討の経緯

①教育再生実行会議における検討

平成25年10月，教育再生実行会議は，第四次提言として「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」を取りまとめました。この中では，グローバル化の急速な進展や少子・高齢化，生産年齢人口の減少の中で，主体性と多様性，豊かな人間性のある多様な人材が必要とされ，このような人材は，義務教育の基礎の上に，高等学校教育・大学教育の段階で伸ばしていくものであり，その間をつなぐ大学入学者選抜が，高等学校や大学の教育に大きな影響を与えているとしています。このため，大学入試の仕組みの改善のみを問題にするのではなく，高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の在り方について，一体的な改革を行う必要があるとされています。

これらの観点から，以下のような提言がなされています。

(ア) 高等学校教育の質の向上

- ・全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成
- ・生徒の多様性を踏まえた学校の特色化
- ・学習成果や教育活動の把握・検証による教育の質の保証（達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入）

(イ) 大学の人材育成機能の強化

- ・教育課程の点検・改善，厳格な成績評価・卒業認定など質保証の徹底，教育の質的転換と可視化

(ウ) 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- ・大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称）の導入）
- ・多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換
- ・高等学校教育と大学教育の連携

②中央教育審議会における検討

中央教育審議会では、高大接続改革について、平成24年9月以降審議を行い、教育再生実行会議の提言も踏まえ、26年12月に「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や希望を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）」（以下、「高大接続改革答申」という。）を取りまとめました。高大接続改革答申においては、改革の趣旨として、以下が述べられています。

- 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国において、世の中の流れは大人が予測するよりもはるかに早く、将来は職業も様変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできないこと。
- 現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていないこと。
- このような状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、一人一人が、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会教育を通じて花開かせるようにする必要があること。
- このため、高大接続の改革は、単に大学入学者選抜の在り方にとどまらず、高等学校教育、大学教育、両者を接続する入学者選抜の三つを連続した一体のものにとらえ、改革するものであること。
- なお、これらのことから、高大接続改革は、「大学入試」のみの改革ではない。その目標は「大学入試」の改革を一部に含むものではあるが、高等学校教育と大学教育において、十分な知識・技能、十分な思考力・判断力・表現力、及び主体性を持って多様な人々と協働する力の育成を最大限に行う場と方法の実現をもたらすことにあること。
- 高大接続改革は、知識・技能の習得を無視する改革ではないという点も重要であること。
- 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の全てを十分に向上させることを目指したものであり、改革によって高校生・大学生が身に付けられるようになる力は、十分な水準の知識・技能はもちろんのこと、自分で目標を持って他者と協力しながら新しいことを成し遂げていく力までを含むものであること。

また、同答申においては、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革の具体的内容が提言されています。

（ア）高等学校教育改革

高等学校教育については、①育成すべき資質・能力の観点から学習指導要領を構造的に見直すとともに、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を図ること、②高等学校教育の質の確保・向上を図る観点から、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入すること等が提言されています。

（イ）大学教育改革

大学教育については、各大学において、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を一体的に策定すること、個々の授業科目を越えて教育課程

全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立することとともに、アクティブ・ラーニングへと質的に転換することが提言されています。

(ウ) 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜については、①大学で学ぶための力のうち、特に「思考力、判断力、表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入し、各大学の活用を推進すること、②各大学における個別選抜について、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色に応じて「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）において明確化すること、このため同ポリシーの策定・公表を法令上位位置付けること、③大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行うこと、などが提言されています。

③高大接続改革実行プラン

中央教育審議会の答申を踏まえ、文部科学省では、高大接続改革を着実に実行する観点から、取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図ることを目的として、平成27年1月に「高大接続改革実行プラン」（文部科学大臣決定）を策定しました。

同プランにおいては、①各大学の個別選抜の改革、②「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施、③高等学校教育の改革、④大学教育の改革の四つの柱ごとに、具体的な施策と実施時期を明示するとともに、改革のスケジュールが一覧できるよう、「高大接続改革に向けた工程表」（[図表 1-2-5](#)）も添付されています。具体的には、以下について一体的に進めていくこととしています。

①各大学における個別選抜の改革

- ・「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の充実の観点からの関係法令の改正（具体的には三つのポリシーの一体的な策定の義務付け）
- ・入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を推進するため大学入学者選抜実施要項の見直し等

②「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施

- ・学力の3要素をはじめ、これからの時代に求められる力を育成・評価するための両テストの在り方についての一体的な検討等

③高等学校教育の改革

「社会に開かれた教育課程」の実現を理念とし

- ・育成すべき資質・能力を踏まえた学習指導要領の構造的な見直し
- ・アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善
- ・カリキュラム・マネジメントの充実等

④大学教育の改革

- ・アクティブ・ラーニングなどの導入による大学教育の質的転換等

図表 1-2-5 高大接続改革に向けた工程表

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～	
各大学の個別選抜改革	法令改正	中教審における審議	三つのポリシーを義務付ける ※アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー 認証評価の評価項目に入学選抜を明記 ※法令改正にあわせて、関係機関・団体と連携して大学入学選抜に対する評価や情報公開の充実に取り組み						
	大学入学選抜実施要項見直し		中教審答申の提言に基づき28年度大学入学選抜実施要項から順次反映						
	アドミッションポリシー明確化	事例集の作成・提供	ガイドラインの作成・提供	各大学におけるアドミッション・ポリシーの明確化					
	財政措置	個別選抜改革を先行して行う大学への取組を推進するとともに、財政措置の在り方を検討し、27年夏を目途に具体策を取りまとめ							
大学入学者選抜学力評価テスト（仮称）	実施内容	専門家会議における検討 ※対象教科・科目、「教科型」「合教科・科目型」「総合型」等の枠組み、問題蓄積、記述式導入方法、CBT導入方法、成績表示の在り方等	「新テストの実施方針」の検討 ※出題内容・範囲、プレテスト内容、正式実施までのスケジュール等	決定・公表	「実施大綱」の検討（新テストの具体的な内容） ※高等学校基礎学力テスト（仮称） プレテスト準備・実施、成果や課題を把握・分析	決定・公表	高等学校基礎学力テスト（仮称）導入	大学入学希望者学力評価テスト（仮称）導入 36年度から新学習指導要領に対応	
	実施主体	新テストの実施主体の機能や在り方について検討	新テストの実施主体の設置に必要な法令改正等	実施主体設立・運営					
高等学校教育の改革	学習・指導方法の充実	課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実に必要な方策について検討。既存の取組も含め、平成27年度以降順次実施							
	教員の資質能力向上	教員養成・採用・研修について、中教審教員養成部会において検討	中教審の審議結果を踏まえた制度改正	制度改正に基づく教員の養成・採用・研修の充実					
	多様な学習活動・学習成果の評価	専門家会議における検討 評価基準の検討等進め、出題時提出資料の共通様式の策定等	調査書及び指導要録の改訂						
	学習指導要領の見直し	諮問 → 答申 → 告示 → 周知・徹底 → 教科書作成・検定・採択・供給 → 34年度半次進行実施 ※学習指導要領改訂に係る上記スケジュールは、高等学校の過去の改訂スケジュールに基づくイメージである。							
大学教育の改革	大学教育の質的転換	中教審における審議	三つのポリシーを義務付ける ※アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実を図る	各大学における教育の質的転換					
	学生の学修成果の把握・評価推進	中教審における審議	認証評価制度において学修成果や内部質保証の評価の制度創設	学修成果や内部質保証（各大学における成果把握と改善の取組）に関する評価の推進					
	大学への編入学等の推進	高等学校専攻科終了生の大学への編入学の制度化 募集単位の大きくり化、入学後の進路変更、学び直しのための環境整備を推進	各大学における編入学の推進、生涯を通じて学修に取り組める環境の整備						

特集2 教育再生の着実な実施

④ 高大接続システム改革会議

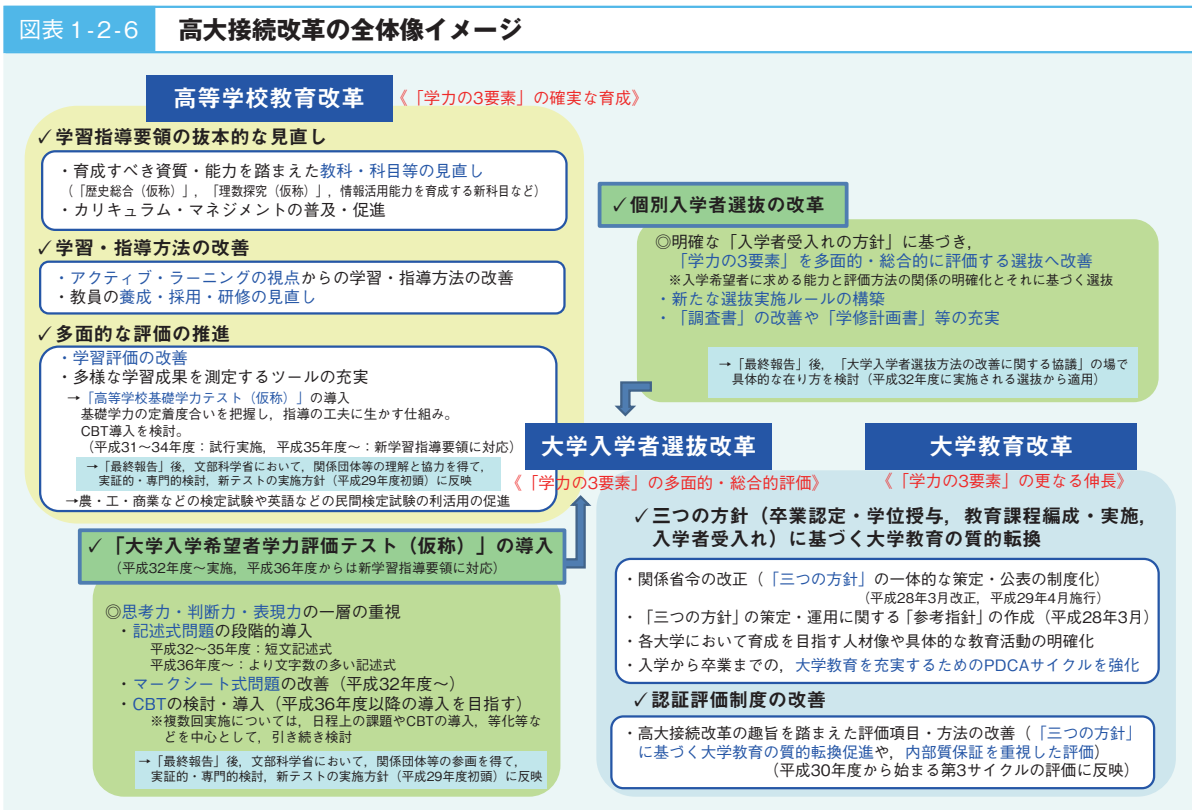
「高大接続改革実行プラン」に基づき、改革の更なる具体化を図るため、専門的見地から検討を行う、「高大接続システム改革会議」（座長：安西祐一郎 文部科学省顧問，日本学術振興会理事長）が開催され、平成27年3月から1年間にわたり検討が行われました。

長い歴史を持ち我が国の社会に根ざす高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の在り方について，高等学校教育から大学教育，さらには義務教育や社会との関係まで含め，多岐にわたる改革内容をシステムとして捉え，新たな教育の仕組みを創造することを目指し，具体的な改革内容について審議を行い，平成28年3月に「最終報告」を取りまとめました。

2 高大接続システム改革会議「最終報告」の概要と取り組むべき内容

高大接続システム改革会議「最終報告」では，高大接続システム改革を着実に推進するため，高等学校教育改革，大学教育改革，大学入学者選抜改革のそれぞれについて，以下のような具体的方策が提示されており，文部科学省ではこれらの方向性を踏まえた取組を推進しています（図表 1-2-6）。

図表 1-2-6 高大接続改革の全体像イメージ



(1) 具体的方策 1：高等学校教育改革

①教育課程の見直し

教育課程の見直しにおいては、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を明確化し、必修教科・科目等の改善を図るとともに、教科・科目間の関係性を可視化します。特に、国語科、地理歴史科、公民科、外国語科、情報科における必修科目の在り方については、内容のみならず、共通必修科目の設置や科目構成の見直しなど、抜本的な検討を行います (例：地理歴史科における「歴史総合 (仮称)」や「地理総合 (仮称)」, 公民科における「公共 (仮称)」の設置など)。

また、各高等学校が、それぞれの学校や学科の特色に応じた魅力ある教育課程を編成・実施できるよう、選択科目や専門教科・科目についても改善します (例：数学と理科の知識や技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う「理数探究 (仮称)」の新設など)。

加えて、各高等学校が生徒の実態等を考慮して、学校設定教科・科目を設けることや、学習指導要領上の教科・科目等について標準単位数を増加して対応することなども、「カリキュラム・マネジメント」の中で検討しています。

これらの検討については、中央教育審議会において平成28年度中の答申に向け、更に検討が行われています。

②学習・指導方法の改善、教員の指導力の向上

必要な資質・能力を総合的に育むためには、学びの質や深まりが重要であり、課題の発見・解決に向けて生徒が主体的・協働的に学ぶ、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善を行うことが必要です。このため、高等学校教員が、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを重視した教育を展開できるよう、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた抜本的な改革を行うことが必要です。

このため、具体的には以下のような取組が必要になっています。

- ・教員がキャリアの段階に応じて身に付けることが求められる能力の明確化が必要であり、

教育委員会と大学等との協議・調整を行う「教員育成協議会（仮称）」を設置し、「教員育成指標」の全国的整備や研修計画の策定、国が大綱的に教員育成指標の策定指針の提示等を行うこと

- ・養成：アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善など新課題に対応した科目の設定、学校現場体験による実践力の育成・適性確認、大学の教職課程に係る質保証の仕組みの構築など
- ・採用：特別免許状の活用等による多様な人材の確保の方策、教員採用試験の共同作成に関する検討など
- ・研修：アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善など新課題に対応した研修の実施、校内研修の推進、メンター方式のチーム研修など連携・協働しながら研修を行う体制の整備など

また、こうした取組を支える基盤の整備（独立行政法人教員研修センターの機能強化、教職大学院等における履修証明制度の活用、教職員定数の拡充、研修リーダーの育成など）を進めます。

③多面的な評価の充実

「学力の3要素」をバランスよく育成するため、指導の在り方と一体となって、評価の在り方を見直すことが必要です。このため、目標に準拠した観点別の学習評価、教科等にとどまらない学校内外での学習活動全般を通して、生徒の資質・能力の多面的な評価を推進し、指導の改善を図ります。

このため、具体的には以下のような取組が必要になります。

- ・目標に準拠した観点別学習評価の推進
- ・学習成果を多面的に評価するツールとしての各種検定試験等の活用
- ・多面的な評価の充実に資する指導要録の改善
- ・高等学校における評価の妥当性や信頼性を向上させる取組の推進
- ・生徒自身の自発的なキャリア形成に向けた検討を促す方策の検討
- ・評価充実のための基盤整備（指導要録や調査書の電子化など）

こうして育まれた生徒一人一人の資質・能力が、大学入学者選抜や採用試験等を通じて多面的に評価されることが重要です。

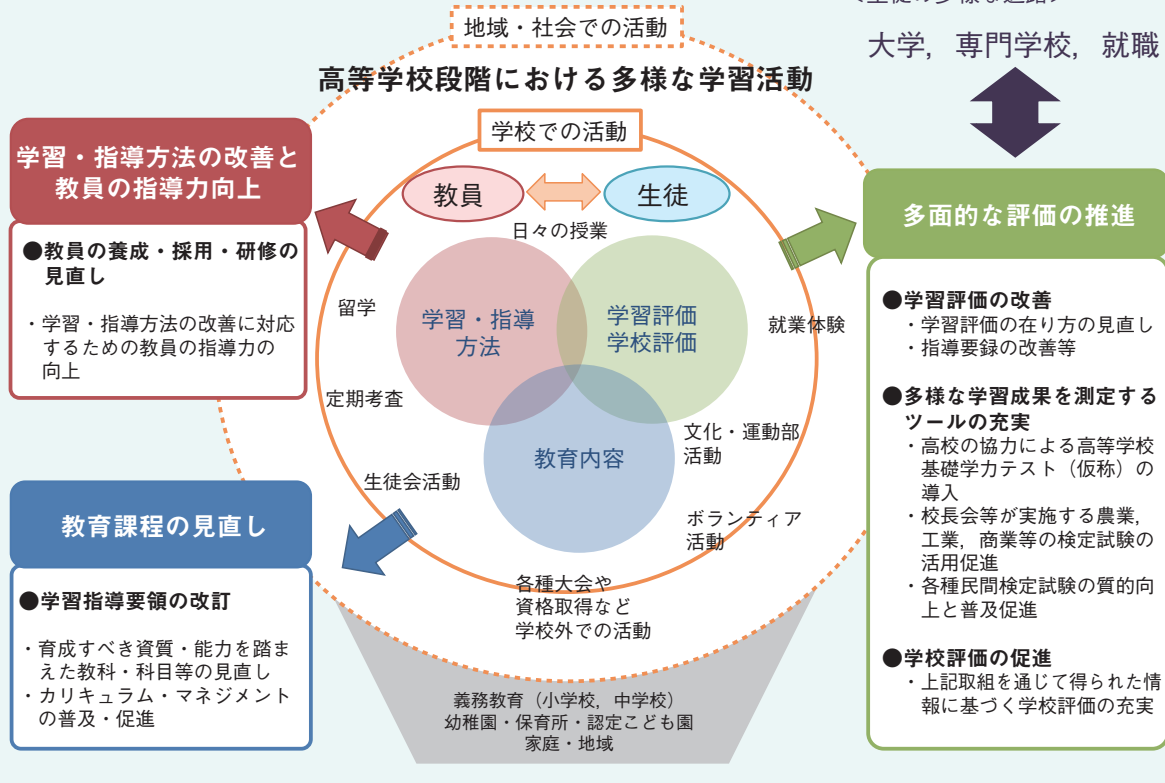
④「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入

多様化した高等学校の実態を踏まえつつ、義務教育段階の学習内容も含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得と、それによる高校生の学習意欲の喚起のための施策を進めることが重要です。社会で自立するため必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、基礎学力の定着度合いを把握する仕組みとして、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入する必要があります。

図表 1-2-7 高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

<生徒の多様な進路>



「高等学校基礎学力テスト（仮称）」(以下、「基礎学力テスト」という。)の制度設計の要点

(i) 基本的事項

【目的】

○「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「それによる高校生の学習意欲の喚起」に向けて、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組みを設ける。

これにより、

- ・生徒の基礎学力の習得と学習意欲の向上を図る
- ・学校が、客観的でより広い視点から自校の生徒の基礎学力の定着度合いを把握し、指導を工夫・充実する
- ・設置者等が基礎学力定着に向けた施策の企画・立案や教員配置、予算等を通じた学校支援の実施に取り組む

ことを通じ、高等学校教育の質の確保・向上のためのPDCAサイクルを構築する。

○国は、基礎学力テストの実施を通じ、高校生の基礎学力の定着状況や学習に関する状況を全国的な視点で把握し、その結果を設置者等へ提供すること等により、PDCAサイクルの構築に向けた取組を促進する。

【対象者】

- 学校又は設置者の判断により、学校単位で受検することを基本とする。
- 希望する個人の受検も可能とし、現役の高校生だけでなく、高等専修学校に在籍する生徒、既卒業者等、生涯学習の観点から広く受検が可能となるようにする。

【問題の提供等の仕組み】

○高校等において使用されている問題の収集，高校教員等の参画を得た新規問題の作成等を通じて，アイテムバンク*²に大量の問題を蓄積。その大量の問題群から複数レベルの問題のセットを構築し，学校が適切な問題のセットを選んで受検できる仕組みとする。

【定着度合いを把握し結果を提供するための方法】

○集団における相対的な位置ではなく，生徒の基礎学力の定着度合いを把握し，段階表示で結果を提供する方法を，今後，検討・精査する。

(ii) 具体的事項**【対象教科・科目】**

- 円滑に導入する観点から，平成31年度の試行実施期からは，国語，数学，英語で実施する。（一部の教科・科目のみを選択した受検を可能とする。）
- ※原則として，必修科目である「国語総合」，「数学Ⅰ」，「コミュニケーション英語Ⅰ」を上限とし，出題範囲の中に義務教育段階の内容も一部含める。
- ※英語については，「聞く」，「話す」，「読む」，「書く」の四技能を測ることができる問題構成とすることを前提に，「書く」，「読む」の具体的な実施方法等については，更に検討する。
- 平成35年度以降は，新学習指導要領における必修科目を踏まえた教科・科目の構成とする。

【問題の内容】

- 「学力の3要素」のうち，基礎的な「知識・技能」を問う問題を中心としつつ，「思考力・判断力・表現力」を問う問題をバランスよく出題する。
- 結果から，平均的な学力層や学力面で課題のある層における基礎学力面の定着度合いをきめ細かく把握することができるように出題する。
- ※受検については，基礎学力テストの目的や出題内容等を踏まえた上で，学校又は設置者が適切に判断する。
- ※受検することが基礎学力の定着を目指す積極的な取組として社会的に評価されるよう普及啓発等を行う。

【出題・解答・成績提供方式】

- 難易度の設定に留意しつつ，「選択式」や「記述式」など多様な解答方式を導入する。
- CBT*³の導入については，学校内に配備されているコンピュータを活用する方式（インハウス方式）をベースに検討。紙によるテスト実施も念頭に置きつつ検討する。
- IRT*⁴の導入については，指導の工夫・充実のために問題等の公表が期待されることも踏まえつつ，更に詳細に検討する。
- 本人の基礎学力の定着度合いを段階表示で提供する（学校単位で受検する場合は，当該学校に対して各生徒の結果を提供するとともに，都道府県に対して管内の各学校の結果を提供）
- ※分野別の結果など，指導の工夫・充実に資する情報も提供。各学校や生徒等の順位は示さない。

*² アイテムバンク：難易度などの問題特性が事前調査によって明らかになっている試験問題（アイテム）を大量に集めたもの。

*³ CBT：Computer-Based Testingの略称。コンピュータ上で実施する試験。

*⁴ IRT：Item Response Theory（項目反応理論）の略称。この理論を用いることによって複数回受検する場合に回ごとの試験問題の難易度の差による不公平を排除することが可能。なお，その導入のためには，事前の難易度推定のために全ての問題について予備調査や多量に問題をストックすることが必要。

【実施回数・時期・場所】

- 学校における指導の工夫・充実に資するよう、各学校の科目履修の進捗状況を踏まえながら、教育課程編成や学校行事等を勘案しつつ、学年や時期、教科・科目等に関し、学校又は設置者において適切に判断できる仕組みとする。
- 正規の教育課程の中でも受検しやすくなるよう、1科目当たりの実施時間は50分から60分程度とする。
- 学校単位で受検する場合には、原則、当該学校で実施。個人で受検する場合の実施場所については、参加見込みも踏まえながら、高等学校や公の施設での利用などを含めて検討する。

【受検料】

- 受検料は、1回当たり数千円程度の低廉な価格設定となるよう、費用負担の在り方について検討する。また、低所得者世帯への支援策の在り方についても併せて検討する。

【結果活用の在り方】

- 生徒自身による学びの質の向上や、各学校における指導の工夫・充実に生かすとともに、国や都道府県等における教育施策の改善等に生かす。
- 平成31年度から34年度の「試行実施期」においては、大学入学者選抜や就職等には用いず、本来の目的である学習改善等に用いながら、その定着を図ることとし、そこで得られた実証的データや関係者の意見を踏まえながら検証を行い、必要な措置を講じる。
- 平成35年度以降の大学入学者選抜や就職等への活用方策については、仕組みの定着状況やメリット・デメリットを十分に吟味しながら、関係者の意見を踏まえ、更に検討する。

【民間の知見の活用】

- 基礎学力テストの趣旨・目的を達成していくための民間団体との効果的な連携の在り方について、安定性・継続性等の確保を図りながら、具体化する。

【名称】

- 高等学校段階で共通して習得することが期待される学力の定着度の診断、検査、検定等をベース（基本）に、その目的・性質に応じた適切な名称となるよう、新テストの実施方針（平成29年度初頭）までに確定する。

【今後の検討体制】

上記の基礎学力テストの制度設計の要点を踏まえつつ、文部科学省において、関係団体等の理解・協力を得ながら、実証的・専門的検討を行い、平成29年度初頭に策定予定の新テストの実施方針に反映させるよう、引き続き検討を行うこととしています。

(2) 具体的方策 2：大学教育改革**①三つの方針に基づく大学教育の実現**

大学は、個々の学生への教育に関する社会の要請を十分に受け止め、多様な学生を想定した大学教育へ、質的に転換する改革に取り組む必要があります。

大学が教育を行う上で基本となるのは、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の三つの方針とそれらの間の緊密な関係であり、各大学には、これらの三つの方針を一体的に、かつ明確な内容を持つものとして策定することが求められ

ます。また、国においても、各大学における三つの方針とその間の関係及びそれらと入学者選抜方法との関係を重視した教学マネジメントの確立を促し、高大接続システム改革を推進するための支援に取り組むことが必要であるとされています。

この三つの方針の重要性に鑑み、充実した大学教育の実現のため、文部科学省では以下の取組を行いました。

○三つの方針の一体的な策定・公表の制度化

各大学が、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針を策定・公表するものとする旨を学校教育法施行規則に規定（平成28年3月改正，29年4月施行）

○三つの方針の策定・運用に関するガイドラインの策定

中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、各大学が三つの方針を策定・運用する際の参考指針として「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを策定（平成28年3月策定）

○スタッフ・ディベロップメントの制度化

大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、各大学において職員（事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。）を対象とした研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けること等について、大学設置基準等に規定（平成28年3月改正，29年4月施行）

②認証評価制度の改善

大学教育が新たな時代に向けて実効性をもって質的に転換していくためには、一体化した三つの方針、それを具体的に反映した新しい大学入学者選抜、三つの方針や社会との関係も踏まえた各大学の教育への取組についての新しい評価が必要です。認証評価については、大学教育改革や大学入学者選抜改革、さらには改革後の大学の教育研究機能の高度化に、より積極的な役割を果たすものとするのが重要です。こうした状況を踏まえ、三つの方針に関する評価や各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価、また、ステークホルダー（高等学校関係者、企業関係者など）の視点を取り入れた評価など、高大接続改革を踏まえた評価項目・方法への転換について、認証評価に関する関係省令の改正を行いました（平成28年3月改正，30年度から始まる第3サイクル評価に反映予定）。

図表 1-2-8 高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた
PDCAサイクルの確立

・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り開いていく人材を育成する大学教育の実現
・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

《三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン》

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

(3) 具体的方策 3：大学入学者選抜改革

①大学入学者選抜改革の基本的な考え方

大学入学者選抜が、「学力の3要素」の育成に向け、高等学校における指導の在り方の本質的な改善を促し、また、大学教育の質的転換を大きく加速し、改革の好循環をもたらすものとなるよう、個別大学の入学者選抜と共通テストの双方について改革を進める必要があります。

②個別大学における入学者選抜改革

各大学においては、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針において、入学希望者に求める能力と、それらを多面的・総合的に評価する方法の関係を明確化し、それに基づく入学者選抜を実施することが必要です。

また、各大学においては、専門高校から大学への進学を希望する者や日本語を母語としない生徒、学び直しをしたい社会人、科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた者など、多様な背景を持つ入学希望者が、より適切に評価される仕組みの構築や多角的評価方法の開発・実施を一層推進することが重要です。

加えて、入学者選抜で学力の評価が十分に行われていない大学においては、多様な評価方法（小論文、プレゼンテーション、推薦書等）の活用、出題科目の見直しや作問の見直し、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の活用、調査書の有効な活用等により入学者選抜を改善する必要があります。

これらを踏まえ、文部科学省では、以下のような具体的方策を講じます。

- 「大学入学者選抜実施要項」における「AO入試」「推薦入試」「一般入試」の見直しなどを通じた新たなルールづくり

◇学力の3要素をバランスよくきめ細かに評価することができるよう見直し

- ・大学入学者選抜実施要項の「知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず」(AO入試)、「原則として学力検査を免除し」(推薦入試)の記載の削除
- ・一般入試における「調査書」や「学修計画書」等の積極的な活用、解答の自由度の高い

記述式や小論文等の導入・充実

◇選抜の実施時期に関するルールづくり

- ・採用する具体的な評価方法ごとに基準日を設定：

例：面接（8月～）、推薦書の提出（11月～）、各教科・科目のテスト（2月～）

これらについては、大学・高校関係者による協議の場で具体的な在り方を明確化します（平成29年度初頭を目途に予告。32年度から実施される選抜から適用）。

○大学入学前の多様な学習や活動に係る調査書や提出書類等の改善

- ・「調査書」の見直しや「推薦書」の見直し
- ・入学希望者本人が主体的に記載する「活動報告書」「学修計画書」等の積極的な活用

○個別大学における入学者選抜改革を推進するための支援

- ・各大学において、アドミッション・オフィスの整備・強化やアドミッション・オフィサーなど専門人材の育成・配置等に取り組むことが必要
- ・国も効果的な財政支援等を実施

③「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入

大学入学者選抜の改革を進めるに当たっては、個別大学における取組と並んで、多数の大学入学希望者が受検し、高等学校教育に大きな影響を与える大学入学者選抜における共通テストの改革が鍵となっています。その際、「学力の3要素」のうち、特に十分な知識・技能、それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていくために必要な思考力・判断力・表現力をより良く評価できるものとする、高等学校教育の指導改善や入学後の大学教育にも好影響を与えることができるものとする、個別大学の入学者選抜において「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するに当たり、各大学独自の評価方法とも適切に組み合わせながら効果的に活用することができるものとする、ことが重要であることから、新たな共通テストとして「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入する必要があります。

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の制度設計の要点

【目的・対象者】

- 大学入学希望者を対象に、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する。

【対象教科・科目】

- 次期学習指導要領下における基本的枠組み（平成36年度から）
 - ・次期学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、特に思考力・判断力・表現力を構成する諸能力をより適切に評価する。次期学習指導要領における科目設定等を踏まえ、以下のような出題が検討されている。
 - ・歴史系科目については、共通必修科目である「歴史総合（仮称）」と、世界史及び日本史に関する選択科目で構成することが、また、両選択科目は、「歴史総合（仮称）」で身に付けた歴史的事象の見方や考え方、思考力・判断力・表現力等を生かして学習を深める科目とすることが検討されており、そのことを踏まえた適切な出題科目の在り方を検討する。
 - ・中央教育審議会が次期学習指導要領での導入が検討されている「理数探求（仮称）」に対応する科目を出題する。その際、「理数探求（仮称）」については、失敗を繰り返し試行錯誤しながら探求を深めていく科目であること、探求の成果については、成果物の学術研究としての質の高さではなく、高等学校教育における学習としての質の高さが求められること、

高度な知識の習得を求めるのではなく、新たな価値の創造に向かって探求していく基盤的な能力を育む科目であることなど、中央教育審議会において議論されている科目の在り方を踏まえて、内容を検討する。

- ・次期学習指導要領における教科「情報」に関する中央教育審議会の検討と連動しながら、適切な出題科目を設定し、情報と情報技術を問題の発見と解決に活用する諸能力を評価する。
- 現行学習指導要領下における基本的枠組み（平成32から35年度）
 - ・次期学習指導要領改訂の議論の方向性を勘案するとともに、大学教育を受けるために必要な諸能力をより適切に評価する。
 - ・試験の科目数については、できるだけ簡素化する。

【マークシート式問題】

- より思考力・判断力・表現力を重視した作問へ改善する。
 - （例）正解が一つに限られない問題、正解を選択させるのではなく、数値や記号等を直接マークさせる問題など
- 評価結果については、現在よりも多くの情報（例えば、各科目の領域ごと、問ごとの解答状況など）を各大学に提供する。

【記述式問題】

- 今後どのような分野においても主体性を持って活動するために重要となる、複数の情報を統合し構造化して新しい考えをまとめる思考・判断の能力や、その過程を表現する能力の評価のため、記述式問題を導入する。
- 共通テストに記述式を導入することにより、高等学校教育を生徒の能動的な学習をより重視したものに改善する。諸外国の大学入学資格試験でも記述式は多い。
 - （例）英国のGCE-Aレベル、独のアビトゥーア、仏のバカロレアなど
- 当面は国語、数学を対象として、国立大学の二次試験のような解答の自由度の高い記述式ではなく、設問で一定の条件を設定し、それを踏まえて結論や結論に至るプロセス等を解答させる「条件付記述式」を中心に作問する。
 - ※平成32から35年度：短文記述式、平成36年度から：より文字数の多い問題を導入する
- 評価結果の表示については段階別表示（例えば、評価結果をいくつかの段階に分けて表示）とする。
- 採点業務を効率的・安定的に実施するための補助として、答案のクラスタリング（類似した解答ごとにグループ化）などの業務にコンピュータを効果的に活用することも含め、新たな技術の開発と活用を積極的に進める。
- 実施時期については、高等学校教育への影響や大学入学者選抜の可否判定のタイミング等に関する関係者の意見も聞きながら、マークシート式問題と同日に実施する案、マークシート式問題とは別の日に実施する案のそれぞれについて、十分に検討する。

【英語の多技能を評価する問題】

- 「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の四技能の評価を推進する。このうち「話す」ことについては、特に試験の環境整備や採点等の観点から、平成32年度からの実施可能性について十分に検討する。

【複数回実施】

○日程上の問題、CBTの導入や等化*⁵等による資格試験的な取扱いの可能性などを中心として、引き続き検討する。

【今後の検討体制】

上記の大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の検討の方向性を踏まえつつ、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、改革の狙いを具体化するための方法等について実証的・専門的に検討し、平成29年度初頭に策定予定の新テストの実施方針に反映させることとしています。

また、これらの検討を受けて、文部科学省では平成28年度予算において、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革を一体的に推進するため、大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」、大学入学者選抜改革推進委託事業、高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業等の必要な予算を措置しています。また、高大接続改革に向けた工程表を踏まえ、高等学校や大学等の関係者の意見を聞きながら、高大接続改革を進めることとしています。

第3節

「次世代の学校・地域」創生プランの策定—中央教育審議会の三つの答申（平成27年12月21日）を受けて—

1 学校と地域の連携・協働の推進

昨今、急激な少子化・高齢化が進行し、グローバル化・情報化が進展する中で、我が国全体として人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、様々な課題に一体的に取り組むとともに、国民一人一人がより主体的に社会を創り出していくことが求められています。また、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されているほか、子供たちの教育環境を取り巻く状況の変化に伴って、学校が抱える課題も複雑化・困難化を極めていくことから、学校と地域住民や保護者等が力を合わせ、社会総掛かりで子供たちの学びや育ちを支援する体制の実現が急務となっています。

このため、平成27年4月14日、学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策に関して文部科学大臣から中央教育審議会に諮問を行い、同年12月、同審議会から「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が答申されました。この答申では、これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域がお互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって、パートナーとして相互に連携・協働していく必要があると指摘しています。

そうした連携・協働の実現を図る上で、学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進し

*5 等化：同一の仕様に基づき開発される問題項目の内容が異なる複数のテストにおいて、受検したテスト結果を共通の尺度上の得点で表現し、複数のテストの受検者間で得点を相互に比較することを可能にする統計的操作のこと（同一の仕様とは、測定する能力、問題の種類、問題の形式、テスト時間などが等しく設計されていることを指す。）例えば、法科大学院全国統一適正試験では、「等パーセントイル法」と呼ばれる等化法が利用されている。

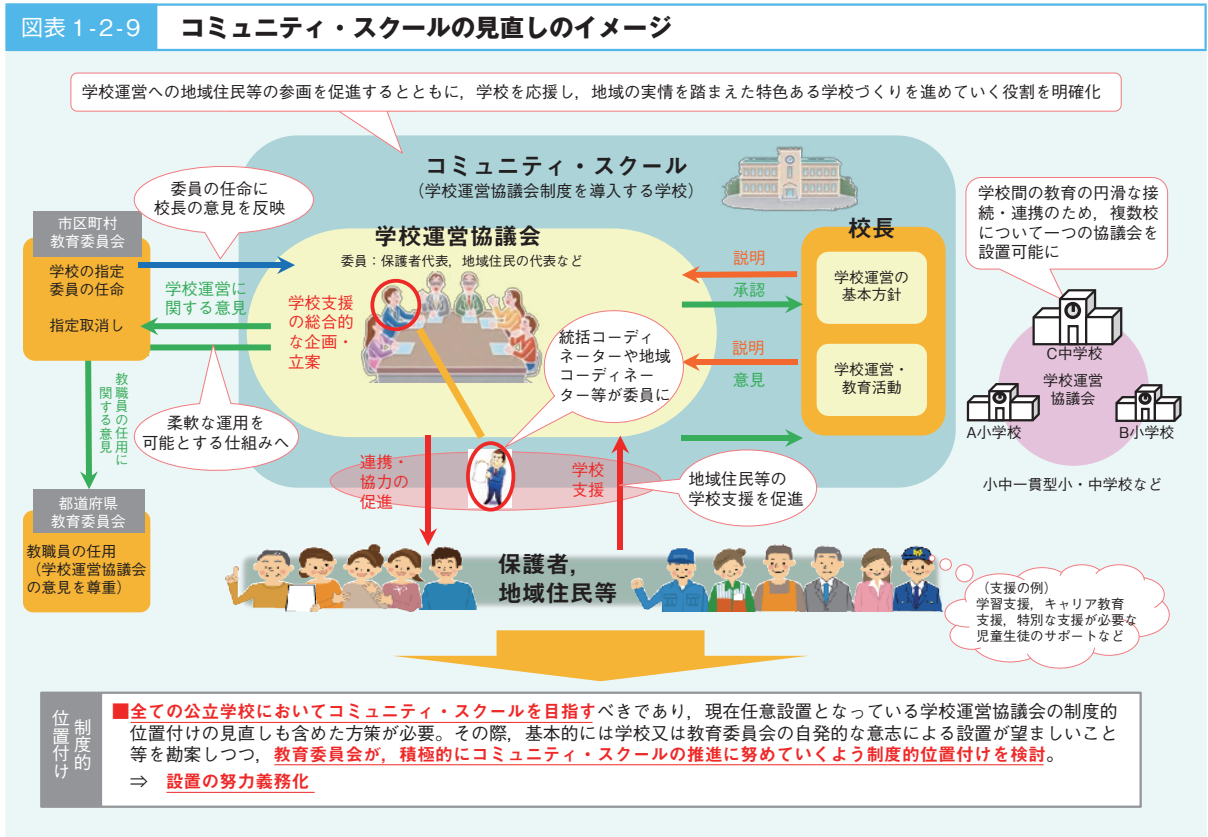
ていく必要があります。

また、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子供たちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るためにも、「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要です。

(1) コミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

コミュニティ・スクールは、地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画することによって、地域の力を学校運営に活かすための仕組みであり、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な手段です。コミュニティ・スクールの導入によって、学校と地域が情報を共有するようになったことや、地域と学校の協力関係が構築されたこと等の成果が上がっています。一方で、市町村によってはコミュニティ・スクールが十分に拡大していない現状もあります。

このため、本答申では、コミュニティ・スクールがより魅力的なものとなっていくよう、その仕組みについて、①学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要があること、②従来の権限の一つである教職員の任用に関する意見については、柔軟な運用を確保する仕組みを検討すること、③学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域の連携・協働を促進していく仕組みとすること等の制度上の見直しに関する提言がなされています。これらの見直しを行った上で、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、各教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていくよう、設置の努力義務化を検討すべきであるとされています(図表 1-2-9)。



また、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための以下の方策を総合的に講じていく必要があるとされています(図表 1-2-10)。

- 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
- 学校の組織としての総合的なマネジメント力の向上
- 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
- 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
- コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
- 幅広い普及・啓発の推進

文部科学省としては、答申の内容を踏まえて、コミュニティ・スクールの制度的見直しについて検討するとともに、総合的な推進方策の実施を通じて、コミュニティ・スクールの一層の拡大を目指して取組を進めていきます。

(2) 地域学校協働本部の整備と総合的な推進方策

昨今の少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題の複雑化・困難化に対応するため、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要があります。

そのため、地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域をつくるという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる必要があります。

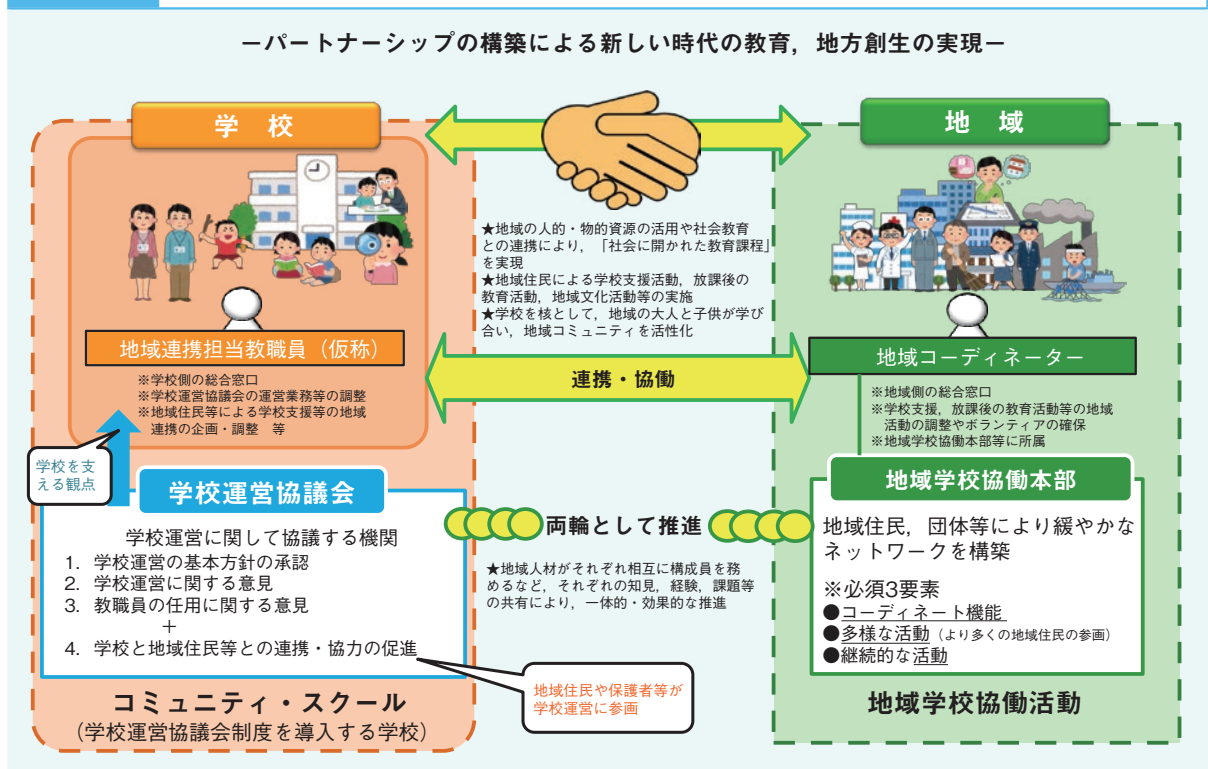
これまで、地域住民がボランティアとして学校をサポートする学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果が上がっていますが、その一方で、地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合があること、それぞれの活動間の連携が十分でないこと、学校と地域のコーディネーターの役割を特定の個人に依存しているなど、持続可能な体制ではない等の課題もあります。

このため答申では、地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進していくこと、そのため従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」へ、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備することなどが提言されています（図表 1-2-11）。

今後は、答申を踏まえて、制度面の整備や財政支援等により、全国的に質の高い地域学校協働活動の積極的な実施を推進します。体制の整備においては、コーディネート機能の強化が重要であることから、地域住民や学校との連絡調整を実施する地域コーディネーター等の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上）を図ります（図表 1-2-12）。

策を実施していきます（図表 1-2-13）。

図表 1-2-13 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）



2 チーム学校の実現に向けて

近年、学校教育の質的充実に対する社会的要請が高まる一方で、いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、子供を取り巻く環境が複雑化・多様化しています。このような中、我が国の学校は、全教職員のうち8割以上が教員であり、諸外国と比較して教員以外のスタッフの割合が低い状況にあります。また、OECDの国際教員指導環境調査（TALIS）の結果によると、我が国の教員は、授業に関する業務が大半を占めている欧米の教員と比較して、授業や生徒指導等の様々な業務を行っており、教員の勤務時間も諸外国と比べて大幅に長いことが明らかになっています。

このような現状の中、複雑化・多様化している我が国の学校の課題に対応していくため、また教員が子供と向き合う時間を十分に確保するため、必要な教員を確保した上で、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、校長のリーダーシップの下、教職員が様々な専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして教育活動に取り組む指導體制を整備すること、すなわち「チーム学校」が求められています。

こうした背景を受け、平成26年7月、これからの教育を担う教員の資質能力と学校組織全体の総合力を高めるための方策について、文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問がなされました。諮問を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」が設置され、1年以上にわたる審議を経て、27年12月、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が答申されました。

本答申では、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制をつくり上げること、その上で、生徒指導や特別支援教育等の充実を図るために、学校や教員が、心理や福祉等の専門家（以下、「専門スタッフ」という。）や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが提言されています。その際、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を行う体制や、地域と組

織的かつ継続的に連携・協働して子供の安全の確保を進める体制を構築することも重要です。このような「チーム学校」の体制を整備することにより、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフの参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、教育活動を充実していくことが期待できます。

「チーム学校」を実現するためには、「①専門性に基づくチーム体制の構築」「②学校のマネジメント機能強化」「③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の三つの視点に沿って施策を講じていくことが重要です。

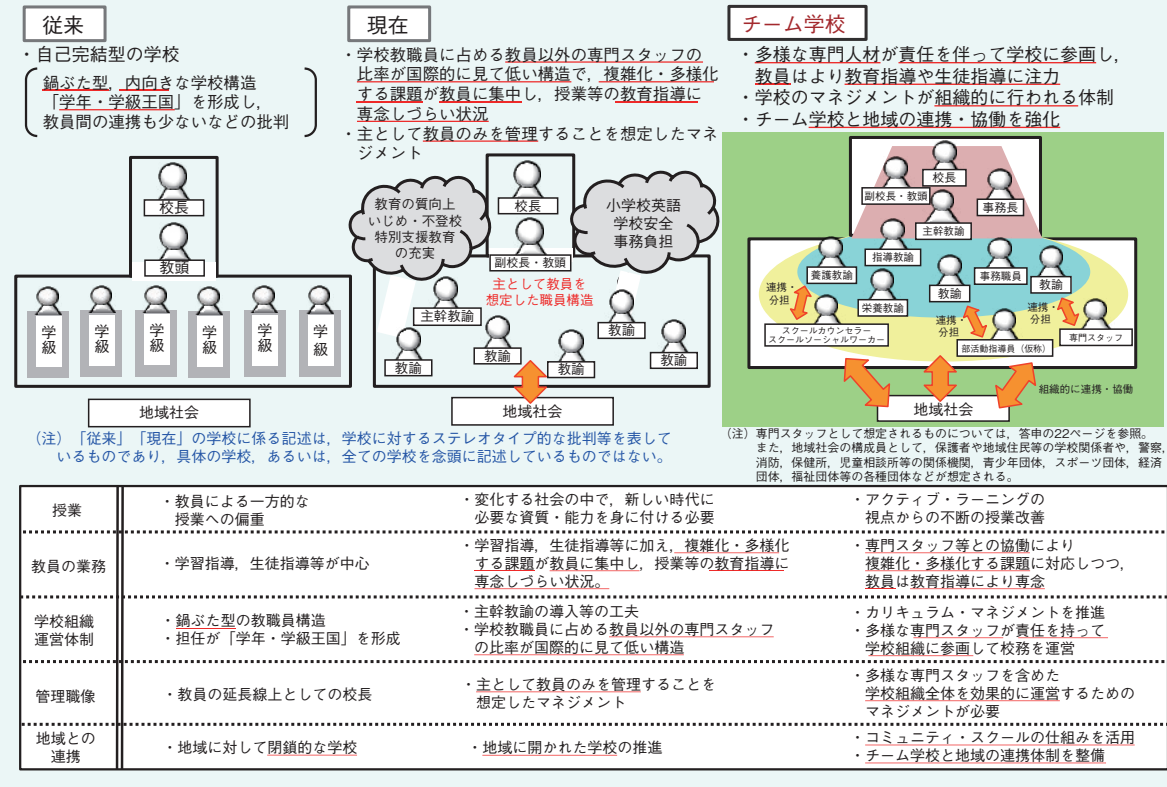
「①専門性に基づくチーム体制の構築」については、教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるよう、指導体制の充実を行うことが必要です。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進める必要があります。具体的には、複雑化・多様化した課題に対応するために必要な教職員定数の戦略的充実や、指導教諭の配置促進等による指導体制の充実、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの法令上の位置付け等が提言されています。

「②学校のマネジメント機能強化」については、校長のリーダーシップが重要です。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められます。具体的には、教職大学院等への派遣等による管理職の計画的な養成や、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、事務職員についての学校教育法上の職務規定の見直し、事務の共同実施組織の法令上の明確化等が提言されています。

「③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」については、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇及び研修への反映や、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修の実施、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策の推進、小規模市町村における指導主事の配置の充実、学校や教職員等に対する不当な要望等への弁護士等による「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援等が提言されています。

文部科学省としては、答申を受けた、具体的な予算措置や制度改正等について検討を進め、「チーム学校」の実現に取り組んでいきたいと考えています。

図表 1-2-14 「チーム学校」像（イメージ図）



3 教員の資質能力の向上についての取組

(1) 改革の背景と経緯

新たな知識や技術の活用により社会の変化のスピードが速まる中、我が国が更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠です。その人材育成の中核を担うのが学校教育であり、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上は我が国の最重要課題であり、世界の潮流でもあります。

今後は、社会の急激な変化を踏まえ、子供たちに社会を生き抜く力を養成していく必要があります。また、複雑化・多様化する学校現場を取り巻く課題に対応するため、教員が多様な専門性を持つ人材と連携・分担してチームとして職務を担っていく必要もあります。

また、近年の教員の大量退職、大量採用の影響等で教員の経験年数の均衡が崩れたことにより、かつてのように先輩教員から若手教員へ知識・技能が円滑に伝承されない状況も見られ、早急な対策が必要です。

こうした背景を踏まえ、平成26年7月に、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」、文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問がなされました。諮問を受け、教員養成部会において19回にわたる審議が行われ、27年12月、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」が取りまとめられ、以下のように学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備等を含む教員養成・採用・研修の一体改革の具体的方策などが提言されました。

(2) 養成・採用・研修を通じた方策

今後、教育課程の改善に向けた検討と歩調を合わせ、教員の養成や研修も、新たな教育課

題（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善，ICTを用いた指導法，道徳教育，外国語教育，特別支援教育等）に対応したものへと転換していきます。

また，学校現場を早くから知る機会として，教職を目指す学生のための学校でのインターンシップの導入や，教職課程の質保証・向上のための仕組みづくり，教職課程における教職の意義等に関する科目といった，教職に関する科目と教科に関する科目の融合など，養成段階の改革にも着手していきます。

あわせて，いわゆる教師養成塾など円滑な入職のための取組の普及や教員採用選考試験の共同作成に関する検討，特別免許状の活用等による多様な人材の確保など，採用段階の改革も進めていきます。

さらに，「教員は学校で育つ」との考えの下，教員の学びを支援していくこととしています。具体的には，メンター方式の研修の推進や校内研修推進のための支援の充実などにより継続的な研修を推進するとともに，初任者研修の運用の見直し，10年経験者研修の実施時期の弾力化を図るなど，現職研修の改革を進めていきます。

また，現職研修を支える基盤として，独立行政法人教員研修センターの機能強化や教職大学院等における履修証明制度の検討，研修機会の確保に必要な体制整備，指導教諭等の配置の充実などに取り組んでいきます。

（3）学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

教員の養成・採用・研修を通じた教員の資質能力の向上を図る上で，主に養成を担う大学等と採用や研修を行う教育委員会の連携が必要となります。そこで，両者が教員の育成について協議・調整する場として「教員育成協議会（仮称）」を創設するなど，具体的な制度的枠組みづくりにも着手していきます。

また，教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため，養成や研修を計画し実施していく際の基軸となる「教員育成指標（仮称）」を教育委員会と大学等が協働して作成するとともに，この指標を踏まえた体系的な研修計画を整備していくこととしています。

4 三つの答申を受けた「次世代の学校・地域」創生プランの策定

（1）策定の趣旨と目指す方向

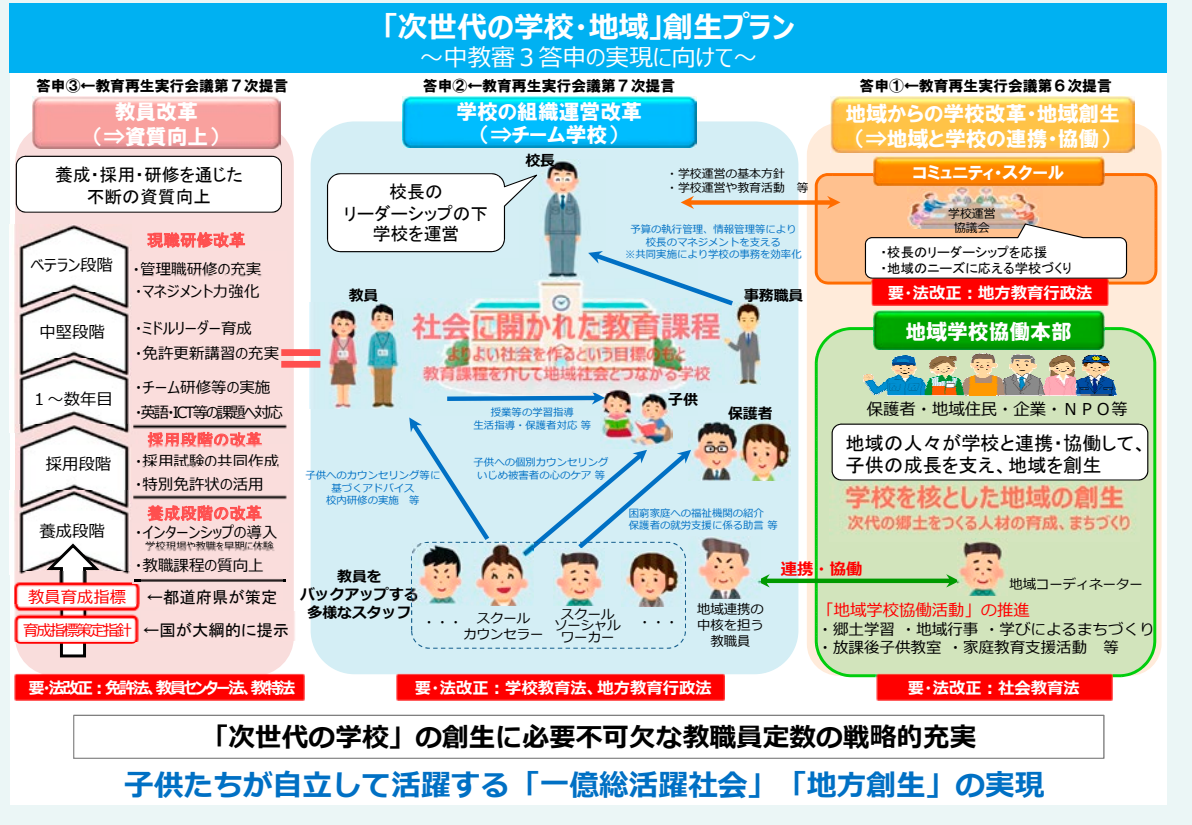
上記の中央教育審議会の三つの答申内容を強力に具体化するため，文部科学省は，平成28年1月25日に，「次世代の学校・地域」創生プランを策定しました*6（図表1-2-15）。

同プランでは，文部科学省の目指す方向として，一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には，学校と地域が相互に関わり合い，学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下，三答申の内容を実現するため，学校・地域それぞれの視点に立ち，「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていくとしています。また，取組に当たっては，学校に係る観点からは，「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導體制の質・量両面での充実，「地域とともにある学校」への転換という方向を，地域に係る観点からは，次代の郷土をつくる人材の育成，学校を核としたまちづくり，地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり，学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して進めることが重要であるとも述べています。

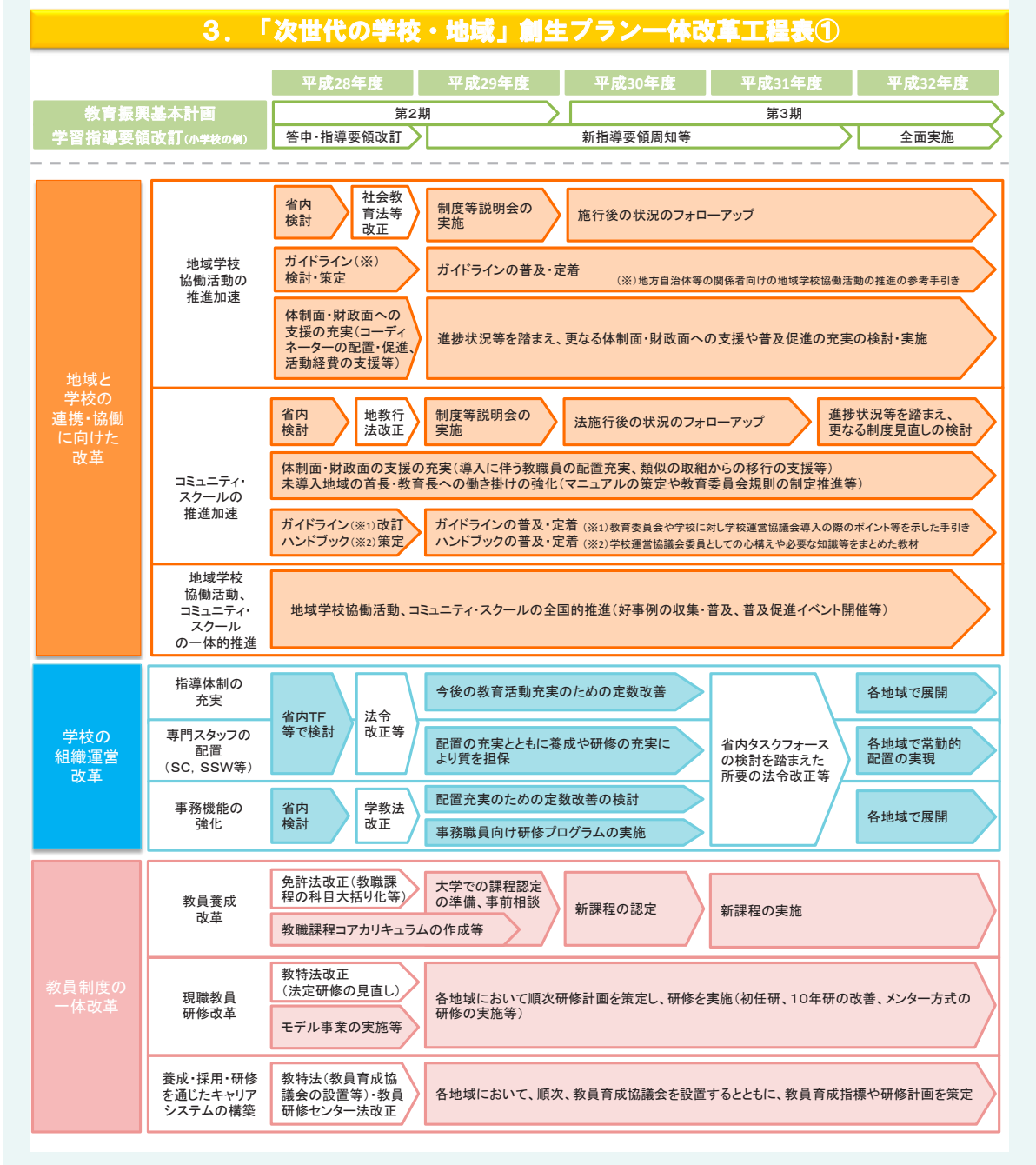
「次世代の学校・地域」創生プランは，平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として，取り組むべき具体的な取組施策と改革工程表が明示されています（図表1-2-16）。

*6 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/1366426.htm

図表 1-2-15 「次世代の学校・地域」創生プラン



図表 1-2-16 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表



(2) 具体的な取組施策

①次世代の学校創生

(ア) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

コミュニティ・スクールの推進・加速を図るため、主に以下の事柄に取り組みます。

- ・学校運営協議会の設置の努力義務化、教職員の任用に関する意見の柔軟化等(法改正)
- ・コミュニティ・スクール導入に伴う学校の体制強化、類似の取組からの移行支援等(予算等)
- ・首長や教育長への働き掛け強化等(マニュアルの策定や教育委員会規則の制定推進等)

(イ) 学校の組織運営改革

- (i) 教職員の指導體制の充実

- ・平成32年度からの学習指導要領の全面実施を踏まえた指導体制の充実（法改正・予算等）
- (ii) 専門性に基づくチーム体制の構築
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職員の職務の明確化・配置促進（法令改正・予算等）
- (iii) 学校のマネジメント機能の強化
 - ・主幹教諭の配置充実（予算等）、事務体制の強化（法改正・予算等）等
- (ウ) 教員制度の養成・採用・研修の一体改革
 - (i) 大学での養成を充実
 - ・教職科目の大括り化（法改正）
 - ・学校インターンシップ制度化（省令改正）等
 - (ii) 教員研修の充実
 - ・教員研修計画の整備（法改正）、メンター方式実施（予算等）等
 - (iii) キャリアシステムの構築
 - ・教員育成協議会の構築、教員育成指標の整備（法改正）等

②次世代の地域創生

- (ア) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革
 - ・教育委員会による地域学校協働活動推進のための体制整備（法改正）
 - ・若者から高齢者までが活躍し地域を創生する場として、地域学校協働本部を全小中学校区をカバーして整備
 - ・郷土学習、地域行事等の地域学校協働活動を支援
 - ・放課後子供教室・家庭教育支援の充実による子育て環境の整備
 - ・先進事例の収集・発信、全国フォーラム等の開催（以上、予算等）
- (イ) 地域が学校のパートナーとなるための改革
 - ・地域コーディネーターと地域連携担当教職員（仮称）の配置の促進（法令改正・予算等）
 - ・教員が子供と向き合う時間の確保
 - ・学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進
- (ウ) 地域と連携・協働する教員の養成・研修等
 - ・地域との連携・協働を円滑に行うための養成・研修の充実
 - ・教員を目指す学生の放課後子供教室、土曜学習等への参加の拡大
 - ・地域課題を題材にしたアクティブ・ラーニングの視点に立った学びやICTを活用した学びの推進

